

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 健康福祉政策課		
許 認 可 等 名	社会福祉法人の定款の変更の認可		
根 拠 法 令	社会福祉法		
根 拠 条 項	第45条の36第2項		
連 絡 先	(電話 621-5563)		
審 査 基 準	基 準	社会福祉法人の設立認可に関する審査基準は、 「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付障第890号厚生省大臣官房障害福祉部長等通知）」 「別紙1 社会福祉法人審査基準」 及び 「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付障企第59号厚生省大臣官房障害福祉部企画課長等通知）」 「別紙1 社会福祉法人審査要領」 のとおりとする。	
	参 考 事 項		
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（令和3年4月1日最終変更）	
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 20日（休日を含む）	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（令和3年4月1日最終変更）	